

## 岡山シンフォニーホール電子掲示板に掲載する広告の取扱基準

### 【目的】

第1条 来館されたお客様に対し、映像が持つ「わかりやすさ」とインパクトのある情報でアピールすることによる、情報伝達の顧客満足度を追求し、岡山市表町周辺の活性化及び文化事業の振興を図ることに併せ、自主財源の確保を図ることを目的とする。

### 【表示媒体及び広告の掲載位置】

第2条 広告の掲載は、岡山シンフォニーホールの3Fエントランスロビー入口及び1Fガレリアの46インチ液晶モニタの指定した位置とする。

モニタ位置↓



### 【表示媒体の放映時間】

第3条 1Fガレリア・・・1日約8時間半とする。《休館日を除く10:00～18:30を基本とする。》  
3Fエントランス・・・1日約8時間とする。《休館日を除く9:00～17:00を基本とする。》

### 【広告の放映時間・枠数・回数、掲載料金及び形式】

第4条 1 掲載する広告は、静止画広告とする。  
2 岡山シンフォニーホール電子掲示板における広告枠数は、各5社とする。  
3 広告掲載の申込みが、事前に規定する枠数を越えたときは、申込の先着順とする。  
4 広告を掲載する期間は、月間・6ヶ月・年間とする。  
5 広告の放映回数、掲載料金(一般用)及び形式は、次のとおりとする。

広告の放映回数、掲載料金(一般用)				単位:円(税込み)		
場所	種類	放映時間	回数/1時間	年間	6ヶ月	月間
3Fエントランス	静止画	約10秒	6回以上	100,000	60,000	10,000
1Fガレリア	静止画	約10秒	6回以上	200,000	120,000	20,000

- 注1：放映時間・回数は、時期、内容等によって多少前後する場合があります。  
注2：催事の関係で放映時間変更の場合がありますので、ご了承下さい。  
注3：コンテンツについては、下記形式により各自でご用意下さい。(制作費を別途いただく場合があります)  
注4：上記表を基本としていますが、時間・回数をご相談下さい。  
注5：動画の場合はご相談ください。

コンテンツ	再生可能データ形式
静止画	JPEG,BMP,GIF

6 掲載料金においては、理事長が特別に認めた場合は、別途協議のうえ設定する。

### 【支払い方法】

第5条 岡山シンフォニーホール(以下「法人」という。)の請求に基づき、前条第5項に掲げる掲載料金を請求のあった日から1ヶ月以内に支払うものとする。

### 【広告掲載の停止】

第6条 法人は、この電子掲示板システムにおいて、次の各号に該当する場合は、利用者に連絡することなく、通信を停止することができる。  
(1)天災、事変、その他の非常事態が発生し、または発生する恐れがあるとき。  
(2)電気通信設備の保守、または工事にやむを得ない理由が生じたとき。  
(3)電気通信設備の障害、その他やむを得ない理由が生じたとき。  
(4)法令による規制、司法命令等が適用されたとき。  
(5)利用者が、法人の利益に反する行為や恐れのあるとき。  
(6)利用者がこの広告の取扱基準の何れかの条項に違反したとき。

### 【広告掲載の対象】

第7条 掲載できる広告は、文化・観光・産業に関連したものであって、その範囲は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。  
(1)岡山市及び周辺地区の文化・観光・産業事業の品位を損なう恐れのあるもの。  
(2)政治活動、意見広告及び個人の宣伝に関わるもの。  
(3)宗教活動に関わるもの。  
(4)公序良俗に反する恐れのあるもの。  
(5)責任の所在及び、広告の内容が明確でないもの。  
(6)法令又は条例若しくは規則に違反し、または抵触するおそれのあるもの。  
(7)誇大な表現(誇大広告)及び根拠のない表示や誤認を招くような表現のあるもの。  
(8)名誉毀損、プライバシーの侵害、信用毀損、業務妨害となるおそれのあるもの。  
(9)その他、掲載する広告として妥当でないと法人が認めるもの。

### 【広告掲載の優先】

第8条 継続して掲載の申込があった場合は、優先的に継続広告の掲載を行うものとし、その取り扱いについては、次のとおりとする。  
(1)継続申し込みの場合は、掲載期間終了の一月前に申し出ることとする。  
(2)掲載の優先順位は、継続掲載月数が多い順に掲載する。

### 【広告掲載の募集】

第9条 広告掲載の募集は、ホームページなどを利用し公募する。

### 【広告掲載の募集】

第10条 この基準に定めるものの他、必要な事項は、法人が定める。

### 附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。  
この基準は、平成22年4月1日から施行する。  
この基準は、平成23年5月10日から施行する。  
この基準は、平成25年3月17日から施行する。